

## (仮称)利根町自治基本条例 協働について(素案) 修正案

修正前	修正後
<p>(協働の推進)</p> <p>第〇条 町は、地域課題の解決のため、協働してまちづくりに取り組みます。</p> <p>2 すべての町民は、年齢、性別に関わらず、まちづくりの主体であることを認識し、協働の推進に努めます。</p> <p>(目的の共有)</p> <p>第〇条 町民及び町は、協働にあたっては、企画立案の段階から十分な協議を行い、適正な合意形成、目的の共有を図ります。</p> <p>(協働のための学習支援)</p> <p>第〇条 町は、町民が協働に関して理解を深められるよう学習の機会を設けます。</p> <p>2 町民は、地域課題及び協働に関する理解を深めるよう努めます。</p> <p>(地域との協働)</p> <p>第〇条 <u>住民自治組織は、自主的かつ自立的な活動を行うとともに、地域課題の解決のため、町との協働に努めます。</u></p> <p>2 <u>町は、住民自治組織の自主性及び自立性を尊重し、その活動に対し適切な支援を行います。</u></p> <p>3 <u>町民は、住民自治組織の役割を認識し、尊重するとともに、その活動に対して、積極的に協力するよう努めます。</u></p> <p>(市民団体等との協働)</p> <p>第〇条 <u>町は、公共的な課題の解決を目的とする市民団体等の活動について、その自主性及び自立性を尊重し、適切な支援を行います。</u></p>	<p>(協働におけるそれぞれの役割)</p> <p>第〇条 <u>町は、住民自治組織及び公共的な課題の解決を目的とする市民団体等の活動について、その自主性及び自立性を尊重し、適切な支援を行います。</u></p> <p>2 <u>住民自治組織は、自主的かつ自立的な活動を行うとともに、地域課題の解決のため、町との協働に努めます。</u></p> <p>3 <u>町民は、住民自治組織の役割を認識し、尊重するとともに、その活動に対して、積極的に協力するよう努めます。</u></p>